

第19回 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と福岡入国管理局との意見交換会における、ネットワーク・九州からの質問に対する福岡入管の回答とやり取りの記録 (2017年4月11日確定)

法務大臣 殿

福岡入国管理局長 殿

2017年3月7日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄 (福岡市・アジアに生きる会・ふくおか)

岩本光弘 (北九州・外国人実習生権利ネットワーク)

コース・マルセル (福岡市・美野島司牧センター)

中島眞一郎 (熊本市・コムスタカ-外国人と共に生きる会)

貴局におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第19回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡入管管内の統計数値をご回答ください。また、統計数値に関する質問への回答で、「2015年集計中」として未回答だったものについては2015年の確定値を、他は2016年中の統計数値をご回答ください。

意見交換会における質問

I、入管業務に関する質問

1、出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数

①出国命令制度により出国した外国人は、2016年中に何名ですか。またそのうち未成年者は何名ですか。

『昨年の回答』*2015年21名、うち未成年0名

『今年の回答』*2016年57名、うち未成年1名

②在留資格取消がなされた外国人は、2016年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

*2015年14名 (内訳 「日本人の配偶者等」7名、「留学」5名、「技術・人文知識・国際業務」1名、「定住」1名)

『今年の回答』

*2016年10名 (内訳 「留学」8名、「技術・人文知識・国際業務」1名、「日本人の配偶者等」1名)

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2016 年中は何件でしたか。

『昨年の回答』

*2015 年 認定申請件数 24 件 認定件数 0 件（他局からの移管、那覇支局を含む）

『今年の回答』

*2016 年 認定申請件数 46 件 認定件数 0 件（那覇支局を含む、他局からの移管は除く）

（会場での追加質問に対して後日電話で回答）

・国別内訳を教えてください。

（回答）上位 5 位の国別内訳は、ベトナム 10 名、ネパール 7 名、トルコ 4 名、ミャンマー 3 名、フィリピン 3 名。

・福岡空港での入国審査の際に難民申請した件数を教えてください。

（回答）（公表していないが）平成 28 年（2016 年） 0 件

2、個人識別情報の提供義務化

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真など、個人識別情報の提供義務化が 2007 年 11 月 20 日から施行されました。個人識別情報提供義務化により 2015 年及び 2016 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数をお答え下さい。

『昨年の回答』

個人識別情報提供の義務化により 2014 年、2015 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者について

全国において退去を命ぜられた者は	2014 年 846 名、2015 年 950 名
全国において退去強制の手続きを取った者	2014 年 2 名、2015 年 8 名
福岡局についての人数は公表していない。	

『今年の回答』

個人識別情報提供の義務化により 2015 年、2016 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者について

全国において退去を命ぜられた者は	2015 年 950 名、2016 年 1,235 名
全国において退去強制の手続きを取った者	2015 年 8 名、2016 年 5 名
福岡局についての件数は公表していない。	

3、人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004 年に日本政府として人身売買行動計画（2009 年改定・2014 年改定）を策定し、法務省入国管理局を含む政府として取り組んでいます。福岡入国管理局は人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行わ

れてきたか質問をします。

①□2016年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『昨年の回答』*2015年7名

『今年の実答』*2016年0名

②2015年及び2016年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡入管内でそれぞれ何名いましたか。国籍別内訳も教えてください。

『昨年の回答』

*2014年全国9名(フィリピン7名 タイ1名 ルワンダ1名) うち福岡管内0名

*2015年は集計中。3月中にホームページで公表予定。

当局では、出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等の定義に該当する者を被害者として認定している。

『今年の実答』

*2015年全国26名(フィリピン17名 タイ8名 スリランカ1名) うち福岡局管内0名

*2016年福岡局管内は0件、全国は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。

当局では、出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等の定義に該当する者を被害者と認定している。

③2016年に福岡入管内で人身取引被害者の疑いがある調査した件数と、その国籍内訳を教えてください。

『昨年の回答』「疑い」の統計は取っていない。

『今年の実答』「疑い」の統計は取っていない。

④2015年及び2016年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

*2014年出入国管理及び難民認定法違反(不法入国、不法残留)となっていた4名(内訳フィリピン3名 タイ1名)を在留特別許可した。

*2015年は集計中。3月中にホームページで公表予定。

『今年の実答』

*2015年に保護された26名のうち、出入国管理及び難民認定法違反(不法入国、不法残留)となっていた11名(内訳フィリピン3名 タイ8名)を在留特別許可した。

*2016年は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。

⑤2014年12月の人身取引行動計画においても、男性やセクシュアルマイノリティを対象とする一時保護施設は、努力目標に留まっています。今後、男性の旅券を持つ外国人が人身

取引被害者として救済を求めてきたときは、福岡入管としてどのように対応されますか。

『昨年の回答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対策行動計画 2014 においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めている。」とされているところ。

『今年のお答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対策行動計画 2014 においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めていく」とされている。

⑥日本人父親と外国人母親の間に生まれ、企業などが身元保証人となって来日している新日系人及びその母親で、人身取引被害者として認定された者は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に生まれ外国で出生した日本人の実子を示すもの」と思われる。

*2014 年に入国管理局が人身取引被害者として認定したいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は 3 人（フィリピン国籍）。ただし、企業などが身元保証人となった場合は承知していない。

*2015 年は集計中。3 月中のホームページで公表。

『今年のお答』

ここでいう「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子をさすもの」と思われる。

*2015 年に入国管理局が人身取引被害者として認定し保護したいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は 11 人（いずれもフィリピン国籍）。ただし、企業などが身元保証人となった場合は承知していない。

*2016 年は集計中。

⑦技能実習生で、2015 年及び 2016 年中に人身取引被害者の疑いがあつて調査したのは何件ですか。あれば概要を教えてください。

『昨年の回答』

*2014 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。なお、人身取引の被害の疑いが持たれ、調査した結果、被害が確認できなかったなどの統計は取っていない。

*2015 年は集計中。3 月中にホームページで公表予定。

『今年のお答』

*2015 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。なお、人身取引被害の疑いが持たれ、調査した結果、被害が確認できなかったなどの統計は取っていない。

*2016 年は集計中。3 月中に法務省ホームページで公表予定。

4、2010 年 7 月 1 日から施行されている新しい技能実習生制度について

①2015 年及び 2016 年中に、新規に来日した技能実習生（1 号イ、1 号ロ）は、全国で何名いますか。2015 年の確定値及び 2016 年の人数は何名いますか。

『昨年の回答』

新規入国者数	2014 年 1 号イ（企業単独型）	6,377 名	1 号ロ（団体監視型）	76,139 名
	2 号イ（企業単独型）	2 名	2 号ロ（団体監視型）	15 名
2015 年集計中				

在留外国人数	2014 年 1 号イ（企業単独型）	4,371 名	1 号ロ（団体監理型）	73,145 名
	2 号イ（企業単独型）	2,553 名	2 号ロ（団体監視型）	87,557 名
2015 年集計中				

『今年の回答』

新規入国者数	2015 年末 1 号イ（企業単独型）	6,680 名	1 号ロ（団体監理型）	90,307 名
	2 号イ（企業単独型）	1 名	2 号ロ（団体監理型）	16 名
	2016 年 6 月末 1 号イ（企業単独型）	6,665 名	1 号ロ（団体監理型）	99,453 名
	2 号イ（企業単独型）	2 名	2 号ロ（団体監理型）	11 名
在留外国人数	2015 年末 1 号イ（企業単独型）	4,815 名	1 号ロ（団体監理型）	87,070 名
	2 号イ（企業単独型）	2,684 名	2 号ロ（団体監理型）	98,086 名
	2016 年 6 月末 1 号イ（企業単独型）	5,060 名	1 号ロ（団体監理型）	91,796 名
	2 号イ（企業単独型）	3,078 名	2 号ロ（団体監理型）	110,959 名
2016 年末については集計中				

②2015 年及び 2016 年中に受け入れ団体で不正行為の認定を受けた件数は、全国及び福岡入管管内で何件ありましたか。その内訳を企業単独型、団体監視型の団体監理機関、実習実施機関別で、全国と福岡入管管内の不正行為認定の件数を教えてください。

『昨年の回答』

全国の統計で	2014 年総計	241 機関（内訳 企業単独型 0 件 団体管理型 241 機関 そのうち、管理団体 23 機関 実習実施機関 218 機関）
	2015 年	273 機関（内訳 企業単独型 3 件 団体管理型 270 機関 そのうち、管理団体 32 機関 実習実施機関 238 機関）

『今年の回答』

全国の統計で	2015 年総計	273 機関（内訳 企業単独型 3 機関 団体監理型 270 機関 そのうち、監理団体 32 機関 実習実施機関 238 機関）
--------	----------	---

2016年は集計中

③地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、2016年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『昨年の回答』

*2015年 労働局から通報 25件 うち不正認定件数7件 改善指導4件
福岡入管から通報8件

『今年の実答』

*2016年速報値 労働局から通報 18件 うち不正行為認定件数1件 改善指導3件
福岡入管から通報11件

④2016年中の不正行為認定に関して、海外の送出国の保証金等徴収などを理由として、5年間の受け入れ停止となった送り出し機関は、全国及び福岡入管管内でそれぞれ何件ありましたか。

『昨年の回答』

送り出し機関が技能実習生本人やその家族等から補償金等を徴収する行為は、管理団体や実習実施団体が徴収する場合と異なり、技能実習に関わる上陸基準省令に定める不正行為の類型には該当しないが、上陸基準省令の規定により、当該行為を行った送り出し機関からの技能実習生の受け入れは認められないことになる。また、仮にそのような事実を隠蔽して受け入れを行っていることが確認された場合は、そのような送り出し機関が関係する技能実習生の受け入れは、5年間は認められないことになる。

『今年の実答』

送り出し機関が技能実習生本人やその家族等から補償金等を徴収する行為は、監理団体や実習実施団体が徴収する場合と異なり、技能実習に関わる上陸基準省令に定める不正行為の類型には該当しないが、上陸基準省令の規定により、当該行為を行った送り出し機関からの技能実習生の受け入れは認められないことになる。また、仮にそのような事実を隠蔽して受け入れを行っていることが確認された場合は、そのような送り出し機関が関係する技能実習生の受け入れは、5年間は認められないことになる。

⑤入国して実習実施機関で実習している技能実習生が、来日前に多額の保証金を支払い、あるいは違約金契約を締結して来日していることが入管により明らかになった場合、監理団体を通じて送り出し機関に対し、技能実習生に保証金等を返還するよう指導して、返還が実行された例は、全国及び福岡入管管内で何件ありましたか。

『昨年の回答』

送り出し機関に対する措置は、④の回答のとおり。すでに日本で実習を行っている技能実

習生が、来日前に送り出し機関から保証金を徴収されたことが判明した場合には、管理団体に事実確認を求めるなどしたうえで、管理団体を通じて送り出し機関に対し、技能実習生に保証金を返還するよう指導するなどの対応を行っている。また、そのような技能実習生が、引き続き日本で技能実習の継続を希望する場合には、その継続を認めるなど内容に応じて対応しているところ、今後ともさらに技能実習生の立場に立って、適切に対応していきたい。貴団体においても、具体的な情報を入手した場合には、情報提供をお願いしたい。

『今年への回答』全国的な集計はない。福岡局では2件。

(会場での追加質問)

大村入国管理センターでの面会活動の中で、元技能実習生から母国で保証金を支払ってきた、とよく聞く。警備部門では、元技能実習生の退去強制手続の調査の中で、本人から保証金の話が出ることはないか。

(回答)

調査は退去強制事由に当たる事実があるかどうかを優先するが、その中で保証金について出た場合、悪質な事案については入国審査部門の技能実習生担当に通知する。

(追加意見)

軽微な案件でも審査部門への通知をしっかりとやっていただきたい。1つ1つ対処することが悪質な案件を減らすことになる。

⑥来日中の技能実習生の失踪者数を教えてください。またこれらの要因について入管は、どのように考えていますか。また、その対策としてどのような取り組みを行っていきますか。

『昨年の回答』

福岡局管内に所在する管理団体からの報告によると、技能実習生で2015年に失踪した者は409人。当局では、失踪者の増加に対応するため、管理団体に対し詳細な報告を求め、その具体的な要因や失踪の対応などを分析しているが、近時の傾向としては、円安により技能実習生らの実質的な収入が目減りしている状況の中、インターネット掲示板やSNSを介した甘言に乗せられ失踪にいたるケースが多く見られる。失踪の大きな要因のひとつにはより高い報酬への期待があるものと思われるが、高額な収入が必要な理由には、技能実習生らが多額の負債を抱えて来日しているなども考えられることから、管理団体に対し適切な技能実習生の選抜を心がけるよう指導するとともに、候補者の家庭環境も含め保証金の徴収や高額な負債の有無についても確認を徹底するよう注意喚起している。

『今年への回答』

福岡局管内の監理団体からの報告によると、技能実習生で2016年に失踪した者は222人。前年の409人から大きく減少している。失踪者については監理団体から詳細な報告を求め

ている他、失踪した技能実習生の退去強制手続きにおいて本人から事情を聴取するなどして、失踪に至った経緯等の分析に努めることとしているが失踪の要因は近年変わっており、スマートフォンなどの通信機器によりインターネット上の掲示板や SNS 等を介し、高収入を得られるとの甘言にのせられて失踪してしまうケースが多くみられる。この原因として技能実習生が技能実習制度および雇用契約内容を十分理解できていないことが考えられることから、その対応策として監理団体に対して技能実習生を選抜する際に技能実習制度について十分に理解させるとともに雇用契約書の作成に際し母国語を表記するよう指導している。また多額の負債を返済するためより高額な報酬を求めていることも要因の一つであることから、これら事実の有無の確認の徹底等、適切な選抜を行うよう指導している。

5、日本語学校留学生について

①2015年及び2016年中の九州内の日本語学校留学生の総数と各県別の数を教えてください。『今年のお返事』集計していない。

②2016年中に、九州内の日本語学校留学生で、失踪した者の数、原因に関わらずに死亡した者の数、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。『今年のお返事』集計していない。

③日本語学校へ留学する学生の中の多くは、その母国で「学校に行きながら、働いて稼げる」との誇大な宣伝を信じて借金して来日し、日本で資格外活動許可を超えて、ダブル、トリプルの労働を強いられ、疲弊しきっている人もいます。福岡入管では、この問題をどのように把握していますか。また入管としてどのような具体的な対策をとっておられますか。

『今年のお返事』

不適切な方法で入学者の募集している情報を入手した場合は、受け入れ機関及び学生に対して事実確認を行うなど実態を調査し、その結果留学生の受け入れ教育機関として不適切と認められる事実が判明した場合には改善指導している。その後もそのような行為を繰り返す場合改善が認められない場合は告知削除の手続き取ることになる。この他にも不適切な学生の在籍管理が認められる場合には、随時受け入れ機関に対して指導している。また年一回、日本語教育機関に対し適正な学生の選抜や管理を行うよう説明会を行っている。

6、DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①入国管理局における DV 事案の認知件数について、2008年7月より法務省として統計を公表するようになりました。2016年中の福岡入管管内で、DV 事案の認知件数の総数・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『昨年の回答』

*2015年9件（内訳は、フィリピン7件 中国2件）

その認知状況は、在留審査手続き4件、相談5件

『今年のお答』

*2016年11件（内訳は、フィリピン4件、中国3件、韓国1件、台湾1件、スリランカ1件、バングラデシュ1件）

その認知状況は、在留審査手続き3件、相談8件。

②DV 被害者としての保護命令書や一時保護証明書などの公的機関が発行する証明書等の書類を持たない被害者が多く存在します。そのような場合に当事者が、「DV 被害者である」と入管に認められるには、どのような方法がありますか。

『昨年の回答』

個々の事案によって事情が異なるため一概には言えないが、当局においてDV 被害者である可能性がある外国人を認知した時はDV 事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にすることとしている。

『今年のお答』

個々の事案によって事情が異なるため一概には言えないが、当局においてDV 被害者である可能性がある外国人を認知した時はDV 事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にすることとしている。

③国内の介護労働者の不足に対応して、介護施設で介護の仕事に従事するには、資格外活動許可の制限時間内でアルバイトを行う場合、居住資格を有する者が行う場合、経済連携協定（EPA）を締結している国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）から受け入れている介護福祉士候補者並びに当該候補者が介護福祉士資格を取得した場合以外にも、昨年11月に成立した入管法改正により、「介護」の在留資格が新たに設けられ、また技能実習制度においても「介護」が職種として追加されました。介護施設で介護の仕事に従事する外国人のうち、EPAによる者、技能実習生、「介護」の在留資格者のそれぞれの関係と違いはどのようになりますか。

『昨年の回答』

現行法令下、資格外活動の範囲内でアルバイトを行うか、居住資格を有する者が行う場合、もしくは経済連携協定（EPA）を提携している国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）から受け入れている介護福祉士候補者並びに当該候補者が介護福祉士資格を取得した場合を除いて、介護施設で介護の仕事に従事することはできない。

『今年のお答』

入管法改正で創設された在留資格「介護」による受け入れは、国籍を問わず国内の介護福祉士養成施設を卒業し介護福祉士の資格を取得した外国人を専門的、技術分野の人材とし

て受け入れるものである。一方、すでに実施している EPA に基づく受け入れは二国間の経済連携の強化の観点から協定を締結している三カ国のみを対象として年間の受け入れ人数枠を設定した上で送り出し国政府が設定した受け入れ要件を満たした者について、介護福祉士の資格取得を目的とした介護施設での就労、研修、資格取得後の介護福祉士としての就労を特例的に認めるものである。在留資格「介護」による受け入れと、EPA に基づく介護福祉士の受け入れ、国家試験合格後については、いずれも介護福祉士として活動することになることや在留資格更新回数に制限がない点は共通である。技能実習の対象職種に「介護」が加わった場合の受け入れは、一定期間で我が国の技能等を習得しこれを母国に移転することを目的としていることから、我が国での就労が技能等を習得することを目的とする点と技能実習の期間終了後に帰国することが予定されている点が上記二つとは大きく異なる点である。

7、ハーグ条約施行に関して

①2014 年 4 月からハーグ条約が発効しました。これに伴い、もう一方の親権者からの同意書を持たずに子どもを国外へ連れ出す親がいた場合、入国管理局が出国に制限をかけたことがありますか。

『昨年の回答』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことを持って、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。

『今年の回答』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。

②子どもと一方の親の出国に関し、施行後これまでの取扱いと変更があれば教えてください。

『昨年の回答』

①の回答と同様、一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては法令上、子と同伴していない親の同意書がないことを持って、出国を制限する規定はなく、条約発効前後において当局の取り扱いに変更はない。

『今年の回答』

先ほど述べたとおり、一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことをもって出国を制限する規定はなく、条約発効前後において当局の取り扱いに変更はない。

(会場での追加質問)

子どもと一方の親のみが日本に入国する場合、ハーグ条約に関わって制限を受けることがあるか。

(回答) それはない。

③2014年の意見交換会時に、「外務省から当局に対し同法を根拠とする協力依頼がなされることになると承知している」との回答を頂きました。協力の具体的な方法について昨年の回答以外に取り組みがあったことがありましたか。ありましたら教えてください。

『昨年の回答』該当するものなし。

『今年の回答』該当するものなし。

8、セクシャルマイノリティに関する質問

2015年及び2016年中で、同性婚の配偶者として入国・在留が認められた件数はいくつありましたか。

『昨年の回答』集計はしていない。

『今年の回答』集計はしていない。

II、改定入管法に関する質問

2012年7月9日施行の改定入管法に関して、質問します。

1、住所の届出は市町村ですが、それ以外の各種届出は入国管理局となっています。改定入管法施行から2015年及び2016年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法19条の10)は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

*全国(入管法19条の10) 在留カードの交付件数2014年3,853件、うち福岡局管内(那覇支局含む)115件

*2015年は集計中

『今年の回答』

*全国(入管法19条の10) 在留カードの交付件数2015年4,520件、うち福岡局管内(那覇支局含む)136件

*2016年(速報値) 全国4,305件、うち福岡局管内(那覇支局含む)163件

2、住所の届出遅延などによる各種届出義務違反について、入管による告発件数の総数およびその事由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』福岡局管内はない。

『今年の回答』集計していない。

3、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなされた場合に、在留資格が取り消されます。また、90日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡入管内で、2015年及び2016年中に、入管難民認定法第19条の19事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消された外国人は何名いますか。

『昨年の回答』

* (入管法19条の19) 2014年 1件 2015年0件

* (入管法22条の4第1項の7) 2014年 1件 2015年2件

(入管法19条の19) 事実調査権に基づく調査件数は集計なし。

* 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数 2014年 125件(那覇支局除く) 2015年105件(同)

* (入管22条の4第1項の8~10)による取り消し件数 なし

『今年の回答』

* 事実の調査(入管法19条の19) 2015年 0件 2016年 0件

* 在留資格取消(入管法22条の4第1項の7) 2015年 2件 2016年 0件

2015年の2件について、19条の19事実調査権に基づく調査件数は集計なし。

* 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数 2015年105件 2016年164件

* 在留資格取消(入管法22条の4第1項の8~10) 2015年、2016年ともになし

4、被仮放免者の居住地自治体への通知について

①2012年7月9日以降は、被仮放免者の外国人登録制度はなくなったが、被仮放免者へ自治体による福祉等の施策は変更ないということになっているところ、被仮放免者の同意を得て入管より月ごとに居住自治体に通知を出すことになっているが、これに変更はないか。

『今年の回答』

居住地自治体への通知は、被仮放免者の同意を得て新たに仮放免を許可した場合、住所を変更した場合、仮放免が失効した場合に通知している。

②2015年末及び2016年末における九州の被仮放免者は何人いるか。男女別にお答えいただきたい。

『今年の回答』

* 2015年末 7名(男性5名、女性2名)

* 2016年末 12名(男性7名、女性5名)

③ ②の被仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体に通知したのは何人か。男女別にお答えいただきたい。

『今年のお答』②と同じ、

*2015 年末 7 名（男性 5 名、女性 2 名）

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

5、永住許可に関するガイドラインの見直しについて、その後どのような検討が進められましたか。またこのガイドラインには、最長期間の在留期間を有することという条件がそのままとなっており、当面 3 年間の在留期間を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、施行から 3 年が経過する 2015 年 7 月 9 日以降も、この扱いは変わりませんか。

『昨年のお答』

法務本省で検討しているものと承知しているが、現時点でその具体的な内容や見直し時期は承知していない。

『今年のお答』

法務省で本年 1 月 19 日から 2 月 16 日まで、「永住許可のガイドライン」及び「我が国への貢献に関するガイドライン」の改正案についてパブリックコメントを実施し、現在その結果を踏まえ見直しについて検討していると承知しているが、具体的な検討状況等については承知していない。また 3 年を最長の在留期間とみなすことは本日現在、変更はない。

Ⅲ、統計数値に関する質問

件数または人数は、特に指定のない限り福岡入管管内の 2015 年（確定値）及び 2016 年（概数値）を、それぞれお答え下さい。

1、福岡入管管内での在留特別許可の運用の現状について

①在留特別許可が認められた件数

『昨年のお答』*2014 年 59 件（確定値） *2015 年 65 件（概数値）

『今年のお答』*2015 年 65 件（確定値） *2016 年 29 件（概数値）

②福岡入管管内で収容中に 60 日以内で在留特別許可が認められた件数

『昨年のお答』*2014 年 10 件（確定値） *2015 年 3 件（概数値）

『今年のお答』*2015 年 3 件（確定値） *2016 年 0 件（概数値）

③ 1 年以上の懲役または禁固刑の有罪判決（執行猶予付き判決も含む）を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年のお答』*2014 年 10 件（確定値） *2015 年 7 件（概数値）

『今年のお答』*2015 年 7 件（確定値） *2016 年 9 件（概数値）

2、福岡入管管内での上陸特別許可の運用の現状について

①上陸特別許可の件数

『昨年の回答』 *2014年 77件 (確定値) *2015年 86件 (概数値)

『今年の回答』 *2015年 86件 (確定値) *2016年 51件 (概数値)

②退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者数を明らかにして下さい。入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『昨年の回答』 *2014年 0件 (確定値) *2015年 4件 (概数値)

『今年の回答』 *2015年 4名 (確定値) *2016年 4名 (概数値)

3、福岡入管管内の上陸拒否者

福岡入管管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにして下さい

『昨年の回答』

*2014年 223名 (確定値) *2015年 276名 (概数値) 国籍別の統計はなし。

『今年の回答』

*2015年 276名 (確定値) *2016年 397名 (概数値) 国籍、地域別の統計はなし。

4、2016年中の福岡入管管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年の回答』 *2015年 摘発件数 100件、摘発人数 70名 (那覇支局除く)

『今年の回答』 *2016年 摘発件数 85件、摘発人数 65人 (那覇支局除く)

5、福岡入管管内の退去強制処分について

① 福岡入管管内で退去強制された者の総数及び内訳などについてお尋ねします。

『昨年の回答』

引渡し、引継ぎベースで (那覇支局除く)

退去強制者の総数(2014年確定値) 199件 (2015年概数値) 214件

内訳	不法残留者	127件	不法残留者	149件
----	-------	------	-------	------

	不法入国者	15件	不法入国者	11件
--	-------	-----	-------	-----

	不法上陸者	3件	不法上陸者	2件
--	-------	----	-------	----

	資格外活動	31件	資格外活動	26件
--	-------	-----	-------	-----

	刑罰法令違反者など	23件	刑罰法令違反者など	26件
--	-----------	-----	-----------	-----

『今年の回答』

引渡し、引継ぎベースで (那覇支局除く)

退去強制者の総数	2015 (年確定値)	214 件	2016 (年概数値)	210 件
内訳	不法残留	149 件	不法残留	173 件
	不法入国	11 件	不法入国	4 件
	不法上陸	2 件	不法上陸	4 件
	資格外活動	26 件	資格外活動	9 件
	刑罰法令違反等	17 件	刑罰法令違反等	14 件
	その他	9 件	その他	6 件

②入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』*2015年 54名(引渡し・引継ぎベース)(那覇支局を除く)

『今年の実答』*2016年 67名(引渡し・引継ぎベース)

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』*2015年 1名(那覇支局を除く) 告発理由は回答を控えさせていただきます。

『今年の実答』*2016年 0名

④2015年及び2016年中に、福岡入管管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『昨年の回答』

*2014年 自費出国 96名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

*2015年 自費出国 121名 国費送還者 3名 送還忌避者 1名

『今年の実答』

*2015年 自費出国 121名 国費送還者 3名 送還忌避者 1名

*2016年 自費出国 94名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

6、福岡入管管内の収容施設

① 2016年中の福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』*2015年 36名 平均収容期間 5.0日 最長収容期間 76日

『今年の実答』*2016年 36名 平均収容期間 5.4日 最長収容期間 14日

*昨年12月19日に新庁舎へ移転したが、収容定員は新旧変更はない。

②2015年及び2016年中に福岡入管管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をした人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありましたか。

たか。

『昨年の回答』

*2014年 自殺や自傷行為0名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害1名

*2015年 自殺や自傷行為1名(自損) 警察逮捕・公務執行妨害・傷害0名

『今年のお答』

2015年 自損行為1名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害0名

2016年 自損行為0名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害0名

2015年、2016年ともに自殺はなし

③2015年及び2016年中に他のセンター等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 0名

『今年のお答』 *2015年 東京入管へ1名 大阪入管へ1名 *2016年 0名

④2015年及び2016年中に福岡入管の収容施設で、セクシャルマイノリティ(性的少数者)と思われる被収容者は何名いましたか。このような被収容者に対してどのような配慮がなされますか。

『昨年の回答』

0名 被収容者の羞恥心に配慮し、必要に応じて被収容者が自認する性と同性の職員が対応するなど配慮し、単独で収容。

『今年のお答』 *2015年0名 *2016年0名

⑤入管職員の出入国審査業務や、警備課職員の職務執行行為等に関して、収容者以外の人から苦情を申し立てる窓口がありますか。

『昨年の回答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認めれば改善処置をとることとしている。

『今年のお答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認めれば改善処置をとることとしている。

7、福岡入管の職員体制について

2016年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また、2016年度は前年度に比べてどの分野にどのぐらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

総定員 366名(那覇支局含む) *福岡本局 101名

内訳、入国在留審査部門と審判部門 54名 警備部門 35名 その他 12名

増減数 総定員は、前年度比 80名増員(福岡空港、那覇空港への増員)

『今年の手答』

総定員 413名 *福岡本局 99名

内訳、入国在留審査部門と審判部門 52名 警備部門 35名 その他 12名

総定員は、前年度比 47名増員(出入国審査を行う那覇空港等への増員)

8、2015年及び2016年の技能実習生について

①2015年及び2016年中の九州内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『昨年の手答』

*2014年末の九州内の技能実習生数

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
3,689名	1,336名	1,713名	2,952名	1,785名	1,498名	2,061名	15,034名

*2015年末は集計中

『今年の手答』

*2015年末の九州内の技能実習生数

計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
17,897名	4,843名	1,434名	2,249名	3,458名	1,982名	1,607名	2,324名

*2016年9月末(2016年末は集計中)

計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
19,523名	5,570名	1,594名	2,458名	3,546名	2,184名	1,720名	2,451名

②2016年中に、全国の技能実習生及び九州内の技能実習生で、失踪した者の数、技能実習中に死亡した者の数、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『昨年の手答』

*2015年 福岡入管内 失踪 409名 死亡 0名 途中帰国 1,216名

九州7県技能実習生数 集計中

全国 失踪 5,803名 死亡 9名 途中帰国 13,479名

12月末 全国技能実習生数 192,658名(法務省入管局統計)

『今年の手答』

*2016年 福岡入管内 失踪 222名 死亡 0名 途中帰国 958名

*福岡入管の管轄内に所属する監理団体の報告による

全国 失踪 5,058名 死亡 4名 途中帰国 10,638名

参考 2016年6月末 全国技能実習生数 210,893名(法務省入管局統計)